六　事業用自動車の運転者、特定自動運行保安員（貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第三条第一項に規定する特定自動運行保安員をいう。）及び運行の業務の補助に従事する従業員（以下「乗務員等」という。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

七・八　（略）

２・３　（略）

（添付書類）

第三条　法第四条第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一～三　（略）

三の二　自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類

三の三　特定自動運行貨物運送（特定自動運行（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十七号の二に規定する特定自動運行をいう。）による貨物の運送をいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあっては、当該特定自動運行貨物運送に係る同法第七十五条の十二第二項に規定する申請書の写しその他の同条第一項の許可の見込みに関する書類

四　特別積合せ貨物運送をしようとする場合にあっては、次に掲げる書類

イ　事業用自動車の運行の業務に関する基準を記載した書類（貨物自動車運送事業輸送安全規則第三条第八項の規定により定めなければならないこととされている場合に限る。）

ロ～ニ　（略）

五～九　（略）

（輸送の安全の審査）

第三条の四　国土交通大臣は、法第三条の規定による許可の申請が法第六条第一号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる事項に関して審査するものとする。

一　（略）

二　乗務員等の休憩又は睡眠のための施設

三・四　（略）

（事業計画の変更の届出）

第六条　法第九条第三項の事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

一　（略）

二　自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行貨物運送に係る前号に掲げる事項の変更

三　（略）

２・３　（略）

（事業計画）

第二十一条　法第三十五条第二項第三号の事業計画には、第二条第一項第一号、第二号、第四号から第六号まで及び第八号並びに同条第三項に掲げる事項並びに各営業所に配置する事業用自動車の数（自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、各営業所に配置する事業用自動車の数に加え、当該事業用自動車のうち当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の数）を記載しなければならない。

五　事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

六・七　（略）

２・３　（略）

（添付書類）

第三条　法第四条第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（新設）

（新設）

四　特別積合せ貨物運送をしようとする場合にあっては、次に掲げる書類

イ　事業用自動車の乗務に関する基準を記載した書類（貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第三条第八項の規定により定めなければならないこととされている場合に限る。）

ロ～ニ　（略）

五～九　（略）

（輸送の安全の審査）

第三条の四　国土交通大臣は、法第三条の規定による許可の申請が法第六条第一号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる事項に関して審査するものとする。

一　（略）

二　乗務員の休憩又は睡眠のための施設

三・四　（略）

（事業計画の変更の届出）

第六条　法第九条第三項の事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

一　（略）

（新設）

二　（略）

２・３　（略）

（事業計画）

第二十一条　法第三十五条第二項第三号の事業計画には、第二条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号並びに同条第三項に掲げる事項並びに各営業所に配置する事業用自動車の数を記載しなければならない。